

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大崎市病院事業契約事務規程（平成30年病院管理規程第13号）第7条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月28日

大崎市病院事業管理者 並木 健二

1 入札に付する事項

(1) 契約番号 2025000284

(2) 工事名 大崎市民病院地域医療連携拠点施設整備工事（電気）

(3) 工事場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

(4) 工期 令和9年1月29日

(5) 概要等

ア 建築概要

(ア) 拠点施設増設：鉄骨造，3階建て 延床面積 2912.63 m<sup>2</sup>

(イ) 本館改修：改修面積 457.65 m<sup>2</sup>

(ウ) エネルギーセンター棟：改修面積 27.06 m<sup>2</sup>

イ 工事概要

電灯設備，動力設備，受変電設備，発電設備，構内情報通信網設備，構内交換設備，映像・音響設備，拡声設備，誘導支援設備，テレビ共同受信設備，監視カメラ設備，防犯・入退室管理設備，火災報知設備，本館改修，エネルギーセンター棟1階改修，外構工事，先行外構工事

(6) 施工方式 共同施工方式

(7) 支払条件 前払金あり

(8) 調査基準価格 設定あり（大崎市低入札価格履行能力確認調査実施要領第3条及び第5条を必読のこと）

(9) 入札方法

ア 条件付一般競争入札（事後審査型及び総合評価落札方式（特別簡易型））

イ 初度の入札で、予定価格の範囲内の価格で入札がない場合は、直ちに再度入札を1回のみ実施する。

ウ 再度入札において、なお予定価格の範囲内の価格での入札がない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行う場合がある。（その場合は、見積書の提出を求める。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、入札期日（開札日）において、次の要件をすべて満たしていること。

### (1) 共同企業体の構成員の資格

#### ア 共同企業体の構成員共通の資格

区分	要件
登録制限	令和7・8年度大崎市競争入札参加資格者名簿において、次の区分、業種及び部門に登録されていること。 ・業務区分：建設工事 ・工種：電気工事 ・格付：A等級
発注工種における営業年数に関する条件	電気工事の建設業許可を受けた日から引き続き3年以上、同工種の営業を継続していること。
構成員の組み合わせ	電気工事A等級のみ
構成員の数	2社又は3社（代表者以外の構成員には、大崎市内に本社（店）を置くものを必ず含むこと。）
構成員の最小出資割合	構成員が2社の場合 30% 構成員が3社の場合 20%
構成員に関する条件	特定建設工事共同企業体の構成員は、同一の発注工事において同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。
その他	大崎市特定建設工事共同企業体運用基準による。

イ 共同企業体の代表者に関する資格

区分	要件
地域制限	宮城県内に本社（店）又は受任機関を有していること。
建設業の許可	電気工事の特定建設業の許可を有していること。
企業実績に関する条件	平成22年4月1日以降に、国、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等又は地方公共団体が発注した令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第四号から第十二号に掲げる用途の建築物に該当する、延べ床面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築、改築の電気設備工事を元請として受注し、入札公告日までに引き渡し完了した実績（ただし、共同企業体の実績にあつては、出資割合20%以上の場合に限る。）を有すること。
出資割合に関する条件	出資割合は、構成員のうち最大であること。
配置技術者の実績に関する条件	平成22年4月1日以降に、国、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等又は地方公共団体が発注した令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第四号から第十二号に掲げる用途の建築物に該当し、延べ床面積1,500㎡以上の建築物の新築、増築、改築で入札公告日までに引き渡し完了した電気設備工事に関し、監理技術者として従事した実績（ただし、共同企業体の実績にあつては、出資割合20%以上の場合に限る。）を有すること。
技術者制限	<p>配置技術者に関する条件</p> <p>(1)建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。</p> <p>(2)監理技術者は、入札期日の前日から起算して3か月以上前から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。</p>
配置技術者の資格	配置する監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習

に関する条件	修了証を取得しているものであること。
その他	別紙条件付一般競争入札（事後審査型及び総合評価落札方式（特別簡易型））共通事項に示すとおりとする。

ウ 共同企業体の代表者以外に関する資格

区分	要件
地域制限	大崎市内に本社（店）を有していること。
技術者制限	配置技術者に関する条件 (1)建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者をこの工事現場に専任で配置できること。 (2)主任技術者は、入札期日の前日から起算して3か月以上前から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。
配置技術者の資格に関する条件	配置する主任技術者は、一級電気工事施工管理技士等の当該工事に関する主任技術者として必要な資格を有するものであること。
その他	別紙条件付一般競争入札（事後審査型及び総合評価落札方式（特別簡易型））共通事項に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号等	所在地
入札担当課	経営管理部 経営企画課契約係	電話：0229-23-3311 (内線 3708) F A X : 0229-23-5380	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号
発注担当課	経営管理部 総務課管財係	電話：0229-23-3311 (内線 3507) F A X : 0229-23-5380	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号

#### 4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様書等の閲覧	令和7年7月28日（月）から 令和7年9月4日（木）までの 午前9時から午後4時まで	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係 及び大崎市病院事業ウェブサイト
共同企業体による入札参加資格確認申請書の受付	令和7年7月28日（月）午前9時から令和7年8月8日（金）午後4時まで <u>(持参, 配達証明付郵便又は電子入札システム)</u>	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係
共同企業体による入札参加資格の承認	令和7年8月15日（金）	登録通知の送付
質問の受付	令和7年7月28日（月）から 令和7年8月27日（水）までの 午前9時から午後4時まで	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係
質問の回答	令和7年9月1日（月） 午後4時まで	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係 及び大崎市病院事業ウェブサイト
入札書の提出	令和7年9月5日（金）午後5時まで <u>(配達証明付郵便又は電子入札システムにより, 期日までに到着したもののみを有効とする。)</u>	郵送先〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係 又は電子入札システム
開札	令和7年9月8日（月） 午前9時00分から	大崎市民病院 3階会議室
再度入札書の提出	令和7年9月17日（水） 午後5時まで <u>(配達証明付郵便又は電子入札システムにより, 期日までに到着した</u>	郵送先〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係 又は電子入札システム

	もののみを有効とする。)	
再度入札の開札	令和7年9月18日(木) 午前9時00分から	大崎市民病院 3階会議室
入札結果の公表	落札決定後に公表	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部 経営企画課 契約係 及び大崎市病院事業ウェブサイト

※ 上記の期間等には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び大崎市病院事業契約事務規程第7条第3項に規定する日を含まない。

## 5 共同企業体による入札参加資格申請書の提出書類

4 入札日程等に示す共同企業体による入札参加資格確認申請書の受付期間内に、以下の書類を入札担当課へ提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第1号）の写し 1部
- (3) 構成員の大崎市建設工事入札参加登録通知書の写し 各1部
- (4) 構成員の発注工種における建設業許可の通知書又は証明書 各1部  
(建設業許可を受けた日から引き続き3年以上の営業年数が確認できるもの)
- (5) 配置技術者に関する調書 各1部
- (6) 配置技術者の資格者証の写し 各1部
- (7) 配置技術者との雇用関係が確認できる書類 各1部
- (8) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類
- (9) 委任状（代表企業の代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合） 1部
- (10) 参加通知返信用封筒（長形3号，110円切手貼付）（持参，郵送で提出する場合のみ）

## 6 入札参加時の提出書類

入札参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書

- (3) 大崎市病院事業総合評価方式・価格以外の総合評価技術資料（別記様式1）
- (4) 大崎市建設工事入札参加登録通知書の写し 各1部
- (5) 連絡担当者の名刺1枚

## 7 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目、評価内容及び評価基準並びに落札者決定基準は、「大崎市病院事業建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」に示すとおりとする。

## 8 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。なお、総合評価技術資料のうち別記様式1については、入札書等を提出する際にあわせて提出することとし、それ以外の総合評価技術資料は落札候補者が決定した段階で、落札候補者から持参、郵送、メールのいずれかにより提出を求める。
- (2) 総合評価技術資料は、入札参加の資格審査及び総合評価以外の目的に使用しない。（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）
- (3) 総合評価技術資料は、返却しない。
- (4) 総合評価技術資料は、公表しない。（情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）
- (5) 既に提出した総合評価技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 総合評価技術資料の提出が無いもの及び同資料に記載が無いものの入札は、無効とする。
- (7) 総合評価技術資料の記載内容が不明又は確認の必要があると認められた場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (8) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

## 9 評価内容の履行の確保

総合評価技術資料で提出された内容は、その履行が確保できなかった場合、大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領の規定による措置の対象とする場合や、工事成績調

書審査点において減点する場合，当初契約時の評価点から減点となる点数により違約金を算定し徴収する場合があります。

## 1 0 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧の期間及び場所は，4 入札日程等に示すとおりとするが，以下の場所において有料で複写することもできる。（休日等を除く。）

（株）アート

大崎市古川字本鹿島 2 5 6 - 1

電話 0229-22-2389

## 1 1 その他の事項

### (1) 契約書作成の要否等

契約書の作成を要する。

※ 様式については，大崎市病院事業ウェブサイトの入札・契約ページを確認すること。  
(<http://www.h-osaki.jp/nyusatu/nyusatu.php>)

入札・契約>入札・契約制度>入札・契約関係様式

### (2) 入札保証金に関する事項

免除する。

### (3) 契約保証金に関する事項

大崎市病院事業契約事務規程第 3 8 条，第 3 9 条及び第 4 0 条の規程による。詳細は，ウェブサイト掲載の「契約保証金の取扱いについて」を確認すること。

入札・契約>入札・契約制度>契約保証金の取扱いについて

### (4) 入札手続きに関する事項

その他の事項については，条件付一般競争入札（事後審査型及び総合評価落札方式（特別簡易型））共通事項に示すとおりとする。

以下令和 7 年 4 月 1 日付け大崎病経第 0 0 3 号「契約保証金の取扱いについて（通知）」より該当箇所抜粋

契約保証金の取扱いについて

公共機関の契約においては、受注者の完全な履行の確保と万一の不履行の際に発注者が受ける損害のてん補を目的とし、原則として契約の際に受注者から契約保証金を徴収しなければなりません。

## 1 運用の概要

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 契約保証金の納付</li><li>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</li><li>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証</li><li>(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</li></ul> |
|--|

契約保証金の運用については、契約書約款において次のように規定しています。

上記のうち、(3) 及び (4) による保証の場合は、契約期間中の現金での保証金預け入れがなく、低廉な保証料等の負担で済み、かつ、(4) の場合は、契約保証金の返還請求が発生せず取扱いが簡便です。

## 2 契約保証金の徴収範囲

- (1) 建設工事（契約金額が200万円以上のものに限る。）
- (2) 建設関連業務（契約金額が100万円以上のものに限る。）
- (3) 物品調達（契約金額が150万円以上のものに限る。賃貸借契約を除く。）
- (4) 管理業務（契約金額が100万円以上のものに限る。）

※ 当分の間、上記(3) 及び(4) のうち、複数年度契約及び単価契約については、徴収対象外とします。また、今後も実績等の推移を見ながら、範囲の拡大を検討します。

## 3 その他

- (1) 契約保証金の額は、契約金額（消費税等の額を含む。）の10%以上の額とします。

(2) 履行保証保険契約等の保証料（保険料）については、発注者の積算において一般管理費等で見込んでいます。

(3) 契約保証金に関する手続きの流れは、別紙に示すとおりです。

(4) その他契約保証金に関する事項は、大崎市病院事業契約事務規程及び契約書約款に記載していますので下記を参照願います。

大崎市民病院ウェブサイト>入札契約>[大崎市病院事業契約事務規程](#)及び[入札・契約関係様式](#)

## 【別紙】契約保証金に関する手続きの流れ

